用語の解説

■年齢

年齢は、平成17年9月30日現在による満年齢です。 なお、平成17年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としました。

■従業地

従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗務員(雇用者)については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としました。

また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村としました。

■労働力状態

15歳以上の者について、平成17年9月24日から30日までの1週間(以下「調査週間」という。)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分しました。



労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)になる仕事を少しでもした人。なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としました。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合 また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めました。

■産業

産業は、就業者について、調査期間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類(調査週間中)「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類)によって分類しました。なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によっています。平成17年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類(平成14年3月改訂)を基に、平成17年国勢調査の集計用に再編成したもので19項目の大分類、80項目の中分類、228項目の小分類から成っています。

■職業

職業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」に ついては、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類)によって分類しました。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

平成17年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類(平成9年12月改訂)を基に、平成17年国勢調査の集計用に再編成したもので、10項目の大分類、61項目の中分類、274項目の小分類から成っています。

■従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分しました。

雇用者 会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時 雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

役員 会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は 家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者 家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人